



大東亞戦争關係將兵ノ性病處置ニ關スル件陸軍  
一校へ通牒案

昭和十七年六月 日

陸軍省副官川原直一

出動地ニ於ケル性病豫防ノ徹底ヲ期シ以テ取力ノ減退ト病母ノ國  
内搬入ニ依ル民族ノ將來ニ及ホス悪影響トヲ防止センカ爲左ノ通  
リ定メテレタルニ付依命通牒ス

左 記

一 派遣部隊ニ於ケル性病豫防ニ就テハ嚴正適切ナル指導ニ依リ感  
染ノ機會ヲ避ケシムルト共ニ出動地ニ於ケル慰安所等ノ衛生管  
理ニ關シ遺漏ナキヲ期スルモノトス

二 内地ニ歸還スヘキ將兵ニ就テハ現地ニ於テ歸還前對性病身體檢  
査ヲ實施シ傳染ノ虞アル者ハ收容ノ病院ニ收容加療シ治療又

ハ症狀固定シ傳染ノ虞ナキニ至ル迄内地ニ歸還セシメサルモノト  
ス

三 性病患者ニシテ治療後ト雖モ再發ノ虞アル者ハ其ノ旨入院シアル  
病院長ヨリ退院歸郷ノ際出身地地方長官宛通報スルモノトス

陸軍密第二一一二號

昭和十七年六月八日

理由

古今東西ヲ問ハス戦争後國內ニ性病ノ蔓延シタル確例乏シカラス  
大東亞戦争参加將兵ノ内地ニ歸還ニ方リ國內ニ性病ノ蔓延ヲ來サシ  
ムル事ハ曾ニ歸還將兵ノ家庭問題ニ止ラス我カ國人口政策上眞ニ由  
キシキ事ニシテ之カ對策ハ緊急且嚴格ナルヲ要ス

之本案ヲ達セントスル所以ナリ

(6)